

豊中市省エネ家電普及促進事業支援業務
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の目的

豊中市（以下「市」という。）では「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（とよなか・ゼロカーボンプラン）」（以下、「地域計画」という。）に基づき、令和32年（2050年）までに温室効果ガス排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現に向けて取組みを進めている。

本業務は、ゼロカーボンシティに向けた取組みの推進や、家庭におけるエネルギー負担の軽減のため、省エネ性能に優れた家電製品を購入した豊中市民に対して、デジタル地域ポイント（マチカネポイント）を付与することを目的とするものである。

本要項は豊中市省エネ家電普及促進事業支援業務の公募型プロポーザルの募集に係る必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名称

豊中市省エネ家電普及促進事業支援業務

(2) 業務内容

別添「豊中市省エネ家電普及促進事業支援業務委託仕様書」を参照

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

(4) 予算額

委託料の上限は、20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当部局

環境部 ゼロカーボンシティ推進課

3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公募日において、入札参加資格を有していること。
- (3) 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 本業務と同種・同規模程度の業務を実施した実績があり、委託業務を的確に遂行するに足る能力、当該業務に必要な技術を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有すること。

4. 日程

	日程
実施要領等の公表	6 月 21 日（水）
質問事項の締切	6 月 26 日（月）17 時まで（必着）
質問事項への回答	6 月 27 日（火）
応募書類の提出期限	6 月 30 日（金）17 時まで（必着）
第 1 次審査 （書類審査）	7 月 4 日（火） （5 者以上応募の場合のみ）

第2次審査 (プレゼンテーション審査)	①第1次審査を実施しなかった場合 7月5日(水) ②第1次審査を実施した場合 7月7日(金) (時間・場所等は第1次審査後に通知)
審査結果の通知予定日	7月中旬予定
委託契約の締結予定日	7月中旬予定

※ いずれも、令和5年(2023年)。

※ 上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対し改めて通知する。

5. 応募方法等

(1) 募集要項の公表

日時：令和5年(2023年)6月21日(水)

場所：市ホームページ

(2) 質問事項の受付・回答

受付日時：令和5年(2023年)6月26日(月)17時まで(必着)

受付方法：「質問書(様式7)」をメールにて事務局あてに提出

(提出先アドレス：chikyu@city.toyonaka.osaka.jp)

回答日時：令和5年(2023年)6月27日(火)

回答方法：提出されたすべての質問及び回答を、市のホームページに掲載
個別に回答は行わない。

(3) 提案書の提出

提出日時：令和5年(2023年)6月30日(金)17時まで(必着)

提出方法：「6. 応募書類」に記載のとおり

(4) 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げの場合は、「辞退届」(様式任意)を提出する。

6. 応募書類

(1) 提出書類

① 参加表明書(様式1)

正本1部のみ提案者の代表者印を押印。

② 企画提案書(任意様式)

以下の企画提案を求める。

(ア) 事業の周知活動

市民や関係事業者（家電販売店等）に対して、事業目的や事業内容、予算執行状況や予算到達に関して、わかりやすく効果的に周知する方法を提案すること

(イ) 申込の方法及びポイント付与に関すること

不正なポイント付与を防止するための申込の方法や条件を提案すること

(ウ) 事業の効果検証

事業の効果を測るために実施する、適切なアンケートの手法や質問事項について提案すること

(エ) 業務実施体制、事業実施スケジュール

本業務の実施にあたり、審査業務、コールセンター等に関する適正な実施体制、実施スケジュールを提案すること。また取得した個人情報の取り扱いやセキュリティの確保についても記述すること

(オ) 本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書以外に提案できること

③ 提案者の概要（様式2）

- ・ 「従業員」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ・ 「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。
- ・ 「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること。別紙での提出も可能とする。

④ 提案者の業務実績（様式3）

⑤ 総括責任者及び担当者の業務実績（様式4）

- ・ 「従事分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野についての経歴を記載すること。
- ・ 「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、本業務と類似する業務のうち代表的なものについて概要を記入すること。（複数記入可）

⑥ 業務執行体制調書（様式5）

- ・ 様式のレイアウトは適宜変更できるものとする。
- ・ 役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。
- ・ 現在担当している業務の欄には、契約金額 200 万円以上の業務数を記入すること。
- ・ 主な勤務場所は都道府県名を記入すること。

⑦ 見積書（任意様式）

- ・ 消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地

方消費税を明記すること。

- ・ 内訳書を添付すること。

⑧ 公募日から過去 3 年以内の処分歴等の有無（様式 6）

(2) 提出期限

令和 5 年（2023 年）6 月 30 日（金）17 時まで（必着）

※提出書類の不足又は期限内未到着の場合は、応募（参加）を無効とする。

提出された参加表明書は、いかなる場合も返却しない。

(3) 提出方法

- ・ 持参（開庁時間内のみ）、郵送、宅配便等により提出するものとする。
- ・ 持参する場合以外は、メールや電話で書類の到達を確認すること。
- ・ 応募書類の正本 1 部と、応募書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を提出すること。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5) 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 第一庁舎 5 階 環境部ゼロカーボンシティ推進課

7. 選定方法

(1) 審査方法

- ・ 市職員で構成する受託候補者選考委員会を設置し審査する。
- ・ 応募事業者が 5 者以上あった場合のみ、第 1 次審査（書類審査）を行う。提案書及び提案書に基づく第 2 次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ・ 第 2 次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、選考委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定するものとする。

○第 2 次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通り。

① 日程は以下のとおり（時間・場所等は提案者に別途連絡する）

- ・ 第 1 次審査を実施しなかった場合：令和 5 年（2023 年）7 月 5 日（水）
- ・ 第 1 次審査を実施した場合：令和 5 年（2023 年）7 月 7 日（金）

- ② 発表時間は各提案者につき 25 分（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分程度）とする。
- ③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーションは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め 3 名以内とする。

(2) 評価項目

項目	詳細	配点
1. 業務に対する理解度・企画提案力・責任感 (15 点)	(1) 事業目的や業務内容等を十分に理解のうえ、企画提案が行われているか	5
	(2) 企画提案において、事業の成果を高めるための創意工夫等が盛り込まれているか	5
	(3) 責任をもって委託業務を遂行することができる事業者であることが見込まれるか	5
2. 企画提案内容 (75 点)	(1) 事業の周知活動 ・ 市民や関係事業者（家電販売店等）に対して、事業目的や事業内容をわかりやすく効果的な周知方法が提案されているか ・ 予算執行状況や予算到達に関して、わかりやすく効果的に周知する方法が提案されているか	20
	(2) 申込の方法及びポイント付与に関すること ・ 不正なポイント付与を防止するための措置が適切に講じられているか ・ 申込の方法（様式や手順など）について、簡便かつ確実性のあるものとなっているか	20
	(3) 事業の効果検証 ・ 事業の効果を測るために適切なアンケートの手法や質問事項が提案されているか	10
	(4) 業務実施体制、事業実施スケジュール ・ 本業務の実施にあたり必要なノウハウやスキル等を有する担当者が適切に配置され、確実な業務遂行が可能な体制となっているか ・ コールセンターの運営において、申込者や関係事業者（家電販売店等）からの問い合わせに対して的確かつ迅速に対応できる体制が確保されているか	20

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に関して、開始から終了まで迅速かつ確実に実施可能なスケジュールとなっているか ・本業務の実施にあたり取得した申込者等に関する情報の管理及び処理方法が適切であるか 	
	<ul style="list-style-type: none"> (5) 本業務の推進にあたり、またはそれに関連して、仕様書以外に提案できること ・仕様書の記載事項以外で本業務の目的に照らし、効果的で具体的な提案があるか 	5
3. 見積り金額 (10点)	見積り金額について	10
4. 処分歴等		内容により減点

(3) 審査結果の通知

結果は7月下旬にホームページで公表するとともに、すべての提案者に対しメールで通知する。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページにより公表する。

公表内容は次のとおり

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしない。応募者が2者の場合は次点者の採点結果は公表しない

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」で規定する項目に抵触する場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 委託限度額を超える提案を行った場合
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (7) 提出書類において虚偽の記載があった場合
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (9) 一団体に複数の提案をした場合
- (10) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (11) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (13) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (14) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考委員会が失格と認めた場合

9. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (3) 提案書類は、返却しない。

- (4) 応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで文書で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

11. 問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

(事務局) 豊中市環境部ゼロカーボンシティ推進課 温暖化対策係

担当：湯浅、石原、上田

TEL：06-6858-2108 FAX：06-6842-2802

E-mail：chikyu@city.toyonaka.osaka.jp